

別表七の二付表四の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》（法第59条第1項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額（以下「個別損金額」といいます。）を計算する場合又は法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条第1項《被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例》）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により個別損金額を計算する場合で法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合（平成31年改正前の措置法第68条の102の3第1項《中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例》）の規定の適用を受ける場合を含みます。）に限り、ます。）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。

2 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額8」及び「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額19」の各欄には、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。

ただし、その金額が、別表七の二付表一の「9の計」に記載されるべき金額に満たない場合には、その記載されるべき金額を記載します。